

法人市民税第20号の3様式記載要領
(予定申告書)

◎ 法人市民税の予定申告について

東大阪市内に事務所、事業所を有する法人で、法人税法第71条第1項（同法第72条第1項に規定する仮決算に基づく中間申告を除く。）の規定に基づいて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（予定申告法人）は本申告書を提出していただくとともに、申告書に記載された法人市民税額を納付していただくこととなります。

- ※ 数値の記入は、各欄にあらかじめ印刷されている単位区分に従って行ってください。
- ※ 法人税法第72条第1項に規定する仮決算に基づく中間申告は、第20号様式（確定申告書）にて申告していただくこととなりますので、ご入用の場合は、東大阪市のウェブサイトからダウンロードされるか、法人市民税係までご連絡ください。
- ※ 本申告書の記載方法等で、ご不明な点がある場合は、法人市民税係までお問い合わせください。

◎ 均等割

資本金等の額	本市従業者数	税率(年額)
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超～50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超～10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円超～1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人		5万円

- ・ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について
「資本金等の額」が、「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」となります。
- ・ 「本市従業者数」は事業年度開始から6ヶ月経過日の前日現在に東大阪市内の事務所等に勤務されている従業者の数をいいます。
- ・ 均等割の計算に用いる月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは、切り捨ててください。